

29 建第 1562 号
平成 29 年 9 月 8 日

建築士事務所の開設者 様

福島県土木部長
(公印省略)

平成 29 年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の
管理研修会」の実施について (通知)

このたび、建築士法第 27 条の 2 第 7 項の規定に基づく標記研修会が、一般社団
法人福島県建築士事務所協会の主催により実施されることとなりました。

この研修会は、建築士事務所の開設者及び管理建築士を対象に、建築物の設計及
び工事監理に必要な知識、技能の維持向上並びに建築士事務所の運営の適正化を図
るため、福島県知事が定期講習として指定しているものですので、積極的に受講さ
れますようお願いいたします。

(事務担当 建築指導課 専門建築技師 大竹 電話 024-521-7523)